公示送達

田中智子氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第３項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した平成26年４月４日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会平成25年（コシ）第166号事案の決定通知及び決定書謄本

平成26年４月４日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　熊本県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　木原　武士
　登録番号　37434
　事 務 所　熊本県熊本市中央区安政町４―19
　　ＴＭ10ビル６階
　　安政町法律事務所
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年３月14日

平成26年３月18日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年11月21日に告知した同会所属弁護士　小室金之助　会員（登録番号6960）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年３月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年３月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成26年３月14日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成25年３月26日に告知した同会所属弁護士　木村　峻郎　会員（登録番号16519）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年３月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年３月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成26年３月14日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

千葉県弁護士会が平成25年４月１日に告知した同会所属弁護士　内藤　賢一　会員（登録番号21539）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年３月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年３月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成26年３月14日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成25年５月８日に告知した同会所属弁護士　浅野　憲一　会員（登録番号13843）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年３月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年３月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成26年３月14日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成25年６月27日に告知した同会所属弁護士　丸山　　實　会員（登録番号13707）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年３月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成26年３月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成26年３月14日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成25年８月５日に告知した同会所属弁護士　笠井　浩二　会員（登録番号17636）に対する懲戒処分（退会命令）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成26年３月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を６月間停止する旨裁決し、この裁決は平成26年３月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

なお、当連合会は、平成25年９月10日に、上記懲戒処分について、本件裁決に至るまでその効力を停止したが、本件裁決書謄本の送達により、懲戒処分の効力が生じたため、同人の業務は、平成26年３月15日から平成26年８月８日まで停止される。

平成26年３月15日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20から30歳くらいで身長178㎝、中肉の男性、背広上下、革靴着用

上記の者は、平成26年２月10日午前６時50分頃、東京都渋谷区代々木神園町２番１号、東京都立代々木公園内の歩道橋で死亡しているところを発見されました。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は当区福祉部管理課までお申出ください。

平成26年４月４日
　東京都　　渋谷区長　桑原　敏武

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別・年齢等不詳の前頭部から後頭部までの頭蓋骨

上記の者は、平成26年２月27日午後０時20分頃小型底引き漁船第八光福丸が大野灯台から真方位303度18海里（32.4㎞）付近海上で網揚げ後、漁獲物の選別中に乗組員が頭蓋骨様のものを発見した。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は金沢市野田山墓地に安置してあります。心当たりの方は、金沢市福祉局生活支援課まで申し出てください。

平成26年４月４日
　石川県　　金沢市長　山野　之義

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別男性、推定年齢40歳代から60歳代、推定身長173センチ、中肉、面長、色白、長髪（白髪を茶色に染髪）、灰色ジャンパー、黒色長袖シャツ、黒色半袖Ｔシャツ、黒色ズボン、黒色手袋、女性用パンツ、白色靴下、白色運動靴、チェック柄小銭入れ（現金在中52円）、手鏡（黄色プラスティックカバー付）

上記の者は、平成26年３月２日午後３時15分、三重県伊賀市三田地内空鉢山山中の空鉢山不動尊休憩小屋の梁に掛けてある丸太に、束ねた銅線を結んで縊死している死体を参詣者が発見した。身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当市健康福祉部厚生保護課まで申し出てください。

平成26年４月４日
　三重県　　伊賀市長　岡本　　栄

会社その他の公告

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日
　宮城県石巻市重吉町七番地
　　株式会社イシネン
　　代表清算人　東島　史朗

解散公告

当社は、平成二十五年十二月四日開催の臨時株主総会の決議により平成二十六年四月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日
　秋田県秋田市土崎港西三丁目九番一五号
　チャレンジオフィスあきた内
　　株式会社インフォメーションプラザ秋田
　　代表清算人　岡田　裕一